

様式

地域関連課題等研究支援費に係る研究成果報告（ホームページ用）

	(所 属)	(職 名)	(氏 名)
研究 代表者	法医学教室	助教	一家綱邦
研究組織 の体制	朝日大学法学部 立命館大学法学部 赤井岡田法律事務所 医師	教授 教授 弁護士 医師	植木哲 松宮孝明 若松豊 福間誠之
研究の 名称	京都府医療ADR創設に向けての研究		
研究のキー ワード	医療ADR、医療過誤訴訟、医事紛争、メディエーション		
研究の 概要	<p>本研究は、京都府内で生じる医事紛争を処理するための医療ADR（裁判外紛争処理機関）の創設に向けての準備的研究である。</p> <p>医療ADRとは、医事紛争が発生した際に、法的な判断が中心になる裁判所ではなく、医学的知識・価値判断を正しく取り入れて紛争解決を図る機関である。医療ADR又は類似の機関には様々なタイプが存在するが、本研究の成果によって創設するものは、医療者側又は患者側のいずれも主体ではない公平な立場からの第三者機関である点、構成員たる医療者・法律家・学識経験者それぞれの専門的知見を最大限に生かせる点に最大の特徴がある。我が国の同様のADRには、千葉大学主催の医事紛争研究会が中心になった医療紛争相談センターがあるのみであり、西日本では初の試みとなる。法医学教室の主宰する関西医事法研究会メンバーを中心にした医療者、法曹関係者、法学・社会科学研究者の協働によるワーキンググループを設置して活動する。</p>		

<p>研究の背景</p>	<p>現在、京都府内の医療者や病院関係者は、医療事故が発生した際に、患者・家族などからのクレームに自ら対応することを迫られることも少なくない。その対応がうまくいかなければ紛争に発展したり、訴訟を提起されたりする経過を辿ることで、府内の医療者らが大きく疲弊してしまう。さらに、その過程に巻き込まれることを医療者が恐れ、委縮医療やリスクの高い診療科からの離脱という選択を選ばざるをえないことが、医療崩壊を招くことは論を俟たない。</p> <p>同時に、不幸な事故により損害を受けた患者・家族に対して、適正な説明・補償を提供することで、府下における医療に対する信頼を回復することも医療者の希望であろう。</p> <p>さらには、起きてしまった医療事故から、その原因と対策を学び、同様の事故が再発しないようにすることは、京都府の医療界全体の希望であろう。</p> <p>現在、府下における医事紛争に対応するための公的機関としては、京都府医療安全支援センター、医師会内や保険医協会内の医療事故処理室があるが、それぞれ、紛争解決のための専門性を有しないこと、設置母体が医療者側であることによる患者側からの不信感が拭えないことという問題点がある。</p> <p>それらの問題点を克服するために研究代表者が考えたのが、自身が事務局を担って中心的に活動をする関西医事法研究会を設置母体にした医療ADRの創設である。既述のとおり、医療者側からも患者側からも独立した第三者機関であり、研究会メンバーの専門的知見を十分に生かせるADRになると考えた。</p>
<p>研究手法</p>	<p>理論面では、主に関西医事法研究会での判例研究を通じて、医療過誤訴訟として現在我が国で提起されているケースが、医療ADRに馴染むものなのか否かについて、また、医療ADRにおいて当該ケースを扱う場合の留意点について検討した。ワーキンググループでは、現在我が国に存在する医療ADRと呼ばれる機関の組織、運用状況、問題点などの把握に努めた。さらに、各地域の研究者との研究交流・情報交換を通じて、様々な医療分野で（現実に又は潜在的に）生じている医事紛争の問題へのアプローチを検討した。</p> <p>実務面では、ワーキンググループのメンバーとともに、京都府医師会、保険医協会、弁護士会などとの協力関係を得られるよう働きかけ及び意見交換を行った。</p>

<p>研究の進捗状況と成果</p>	<p>2010年度の関西医事法研究会における5回の判例検討会を通じて明らかになったことは、医療過誤訴訟を医療ADRにおいて処理・解決することの適否は慎重に判断する必要があるということである。ケースによっては、裁判所という公の場で処理・解決する必要があるのだろうか、適正な弁護士の介入や医療ADRなどの機関に相談することで解決を図れたと思われるケースもある。その半面、医療ADRにおいて当事者間の問題として処理・解決することが望ましいのかを慎重に検討する必要があるケースもあることが分かった。つまり、医療をめぐる問題の発生は当該ケースの当事者間の個別事情だけに由来するわけではなく、広くわが国の医療体制に基づいて、社会全般に同様の問題が起こりうる可能性が否めず、その最も顕著な形で表出したのが医療過誤訴訟である。そうであれば、医療ADRは再発予防・医療者への再教育・国や地方公共団体への問題提起のための道筋を確保した上で活動することが望ましいのではないかと考える（ただし、この点についてはワーキンググループや研究会の中でも意見が分かれたことを断わっておく）。研究代表者は、この点を踏まえた問題提起を2010年医事法学会シンポジウム報告「医療基本法論の歴史と現状」で行った。</p> <p>また、東大病院の患者相談・臨床倫理センターへの訪問調査、医療メディエーターシンポジウムへの参加などを通じて明らかになったこととして、病院内での医療メディエーションの活用が問題の紛争化防止には非常に有用であろう。ADRと矛盾する機関ではないため、並立させることも含めて、今後の検討対象とすべきである。研究代表者が創設を進めている別件の院内組織がそのような役割を担えないか、検討を始めたところである。</p> <p>医師会・保険医協会との協働については重ねて交渉をしたが、それぞれ自前の現行ADRシステムとの兼ね合いを問題にされ、具体的な協力関係には至っていない。今後の継続的な協議が必要になる。</p>
<p>地域への研究成果の還元状況</p>	<p>京都府内の義肢作成会社との情報・意見交換により、義肢装具作成・開発をめぐる法的・倫理的問題の現状を知り、研究論文を執筆した。まずは、整形外科などの医師と義肢装具士が開発・作成過程で留意すべきルールについて解説をした。さらには、問題発生を未然に防ぐためのADR的な機関として学会に倫理委員会を設置することを提案した。</p> <p>典型的な医療過誤訴訟に代わる第三者機関としての医療ADRを京都府に設置することについては、院内メディエーションその他の機関との理論的關係を明らかにして、さらには京都府・国内の医療制度における位置づけをさらに明らかにした上で慎重に検討すべきであると考えている。</p>

今後の期待	医療ADRには大きな可能性・期待とそれに伴うだけのクリアすべき課題もある。千葉県の医療紛争相談センターのように一定の成功を得ている事例もあるが、その準備には数年を要したこともあり、京都府における医療ADRの創設も一朝一夕にはいかないだろう。今後に関西医事法研究会及びワーキンググループの活動を通じて、京都府民（医療者及び患者）のためのADRについて研究を続ける所存である。
研究発表	2010年医事法学会シンポジウム「医療基本法を考える」における報告「医療基本法論の歴史と現状」 2011年4月発行予定の義肢装具学会誌27巻2号に論文「人を対象にする研究を規律する倫理的ルール」を发表 2011年夏、年報医事法学26号に「医療基本法の歴史と現状に関する考察（仮題）」を发表